

身体的拘束等の適正化に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、介護老人保健施設春照苑（以下「当苑」という。）の利用者に係る身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為）の適正化を図ることを目的とする。

(身体的拘束に係る基本的考え方)

第2条 当苑は、原則として利用者の身体的拘束等を行わないこととする。

2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、必要最小限の身体的拘束等を実施することができる。

(対応基準)

第3条 前条第2項に規定する身体的拘束等の対応について、その基準は次のとおりとする。

- ①切迫性 利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(身体的拘束等の報告及び実施手続き)

第4条 看護師又は介護士は、前条の基準に基づき利用者の身体的拘束等が必要であると判断した場合は、当該利用者の氏名、心身の状態、身体的拘束等が必要な理由等を別紙1により看護師長を経由して施設長に報告しなければならない。

2 施設長は、身体的拘束等が必要であると判断した場合は、最も適切な方法及び期間を指示してこれを行わせるものとする。

(身体的拘束等の同意)

第5条 身体的拘束等の実施に際しては、別紙2により事前又は事後に利用者又は家族の同意を得なければならない。

(記録)

第6条 身体的拘束等を実施した場合には、別紙3により記録しなければならない。

(身体的拘束等適正化委員会)

第7条 身体的拘束等の適正化を図るための組織として、春照苑身体的拘束等適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

医療法人松沢会理事長

春照苑施設長

同 看護師長

同 支援相談員

同 介護福祉士(1名)

同 理学療法士(1名)

同 事務長

3 委員会は次の業務を所管する。

①身体的拘束等の適正化に係る指針の改正検討

②身体的拘束等を実施した場合の内容、手続き、方法等の適否の検討

③虐待又は不適切な身体的拘束等の調査

④その他必要と認められる事項

4 委員会は、原則として毎月最終月曜日に開催する。

5 委員会記録は、電磁的記録等により職員に周知する。

(委員会への資料の提供)

第8条 第4条第1項別紙1、第5条別紙2及び第6条別紙3の報告者、担当者又は記録者は、委員会にこれらを提出しなければならない。

(職員研修に係る基本方針)

第9条 身体的拘束等の適正化に係る研修を年2回以上実施する。

2 研修を実施した場合には、その記録を委員会に報告する。

3 研修プログラムについては、別に定める。

(閲覧)

第10条 この指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

附 則

この指針は、平成30年6月1日から施行する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

別紙2（第5条関係）

身体的拘束等に係る同意書

下記のとおり、身体的拘束等が必要と判断します。

心身の状態（切迫性）	
拘束等が必要な理由	
拘束等の方法（非代替性）	
拘束等の期間（一時性）	

令和 年 月 日

介護老人保健施設 春照苑
施設長 長坂 一子
(担当者)

【利用者・家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、身体拘束等について同意します。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印（続柄） _____

別紙3（第6条関係）

身体的拘束等に係る記録

利用者氏名 _____

年月日	心身の状態及び身体的拘束等の内容	評 価	カンファレンス参加者	記録者